

第5節 消火活動上必要な施設に関する技術基準

(排煙設備)

第31条 排煙設備の設置については、政令第28条、省令第29条及び第30条の規定並びに平成11年3月17日付消防庁次長通知（消防予第53号）「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」及び平成11年9月29日付消防庁予防課長通知（消防予第254号）「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」によるほか、次によること。

- (1) 省令第29条第2号において、排煙設備の設置を要しない防火対象物の部分と規定されている部分で、政令13条の水噴霧消火設備（移動式は除く。）及び政令28条の排煙設備がいずれも必要な駐車の用に供する部分にあっては、消火設備は水噴霧消火設備又は泡消火設備とし、努めて排煙設備を設置すること。
- (2) 防煙区画は、一の階で2以上に区分し、2以上の階にわたらないこと。また防煙区画は、可能な限り単純な形状とすること。
- (3) 風道は、防煙区画を貫通しないようにすること。やむを得ず耐火構造の壁又は床を貫通する場合、当該箇所、その他延焼の防止上必要な箇所に防火ダンパーを設ける場合にあっては、次によること。
 - ア 外部から容易に開閉することができること。
 - イ 防火上有効な構造を有するものであること。
 - ウ 火災により風道内部の温度が著しく上昇した以外は、閉鎖しないこと。この場合において、自動閉鎖装置を設けた防火ダンパーの閉鎖する温度は、280°C以上とすること。
- (4) 消防活動拠点（特別避難階段の付室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊の消火活動の拠点となる防煙区画をいう。）又はこれらに通ずる廊下部分に設置する排煙設備は、努めて加圧防排煙方式とし、原則として次によること。
 - ア 給気加圧の圧力差は、付室>廊下>その他の部分の順とすること。
 - イ 付室及び廊下扉の開閉困難等の障害を防止するため、余剰空気を排出させる装置等を設けること。
 - ウ 付室加圧給気量は、加圧空間に面する扉、エレベーターシャフト等の隙間から漏れる量等を考慮して求めること。
 - エ 加圧防排煙方式と他の排煙方式を行う場合は、システムとして調整を図り、設けること。

(連結散水設備)

第32条 連結散水設備の設置については、政令第28条の2、省令第30条の2、第30条

の2の2及び第30条の3の規定によるほか、次によること。

- 2 スプリンクラー設備を防火対象物の一部に政令第12条第2項に規定される技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置する場合は、連結散水設備の代替としてスプリンクラー設備を設置すること。
 - 3 散水ヘッドとして開放型ヘッドを用いる連結散水設備とする場合は、送水区域の数が一（散水ヘッドの数が10以下のものに限る。）で、かつ、その送水区域内における関係者が単一である場合とし、次によること。
 - (1) 配管等の摩擦損失水頭の計算は、昭和51年消防庁告示第3号「配管の摩擦損失計算の基準」（以下「配管の摩擦損失計算告示」という。）によるほか、各ヘッドからの放水量を205L/minとし、当該ヘッドの個数以後の配管の摩擦損失水頭は、設置する開放型ヘッドの個数（一の枝管に設置するヘッド数は5個を限度とすること。）に205L/minを乗じて得た量を流水量として行う方法で求めるものとする。
 - (2) 消防隊がポンプ車で送水する際の送水口における圧力（圧力の上限は、1.6MPaとすること。以下この項において「設計送水圧力」という。）は、次によること。
 - ア 設計送水圧力は、送水口から放水圧力が最も低くなると予想される最高位又は最遠部（以下「最高位等」という。）の開放型ヘッドが、放水圧力0.5MPa以上で180L/min以上の放水を行える圧力とすること。
 - イ 設計送水圧力による各開放型ヘッドの放水圧力は、1.0MPaを超えないこと。
 - ウ 設計送水圧力の値は、最高位等の開放型ヘッドまで及び放水圧力が最も高くなると予想される最低位の開放型ヘッドの摩擦損失水頭を前号の例により計算して求めた数値のいずれか大きい方の値とし、設置届に計算書を添付すること。
 - (3) 送水口は、自主管理品を使用するとともに、結合金具は差込式のものとすること。
 - (4) 送水口の直近の見えやすい箇所に、気象等の環境変化により容易に劣化、変色、変形等が生じない材質で造った次の標識等を設けること。
 - ア 開放型ヘッドを使用している連結散水設備の送水口である旨の標識
この場合、原則として、大きさは、短辺10cm以上、長辺30cm以上とし、色は地を赤、文字を白とすること。
 - イ 送水区域及び送水口を明確に識別した系統図及び平面図
 - ウ 設計送水圧力の数値の表示
 - 4 屋内消火栓設備を設置する防火対象物は、連結散水設備の配管を屋内消火栓設備の配管に接続して、当該設備の加圧送水装置を閉鎖型ヘッドの開放により、連結散水設備の配水管内の流動（圧力低下）を流水検知装置又は起動用水圧開閉装置に検知により自動起動させて散水する方式とし、次によること。
 - (1) 水源水量は、設置される閉鎖型ヘッドの当該設置個数（当該設置個数が5を超えるときは、5とする。）に1.2m³を乗じて得た量以上の量とすること。この場合、当該水源水量と屋内消火栓設備の規定による水源水量の大きい水源水量とすることができる。

- (2) 加圧送水装置は次によること。
- ア ポンプを用いる加圧送水装置の場合、ポンプの全揚程は、放水圧力が最低となる閉鎖型ヘッド（以下この項において「末端閉鎖型ヘッド」という。）を基準とした配管の摩擦損失水頭及び落差に 10m を加えた数値以上で、かつ、屋内消火栓設備として必要な全揚程を有するものであること。
- イ ポンプの吐出量は、閉鎖型ヘッド 1 個 $90\text{ L}/\text{min}$ に 5 を乗じて得た量以上の量とすること。この場合、当該吐出量と屋内消火栓設備の規定による吐出量の大きい吐出量にすることができる。
- ウ 高架水槽を用いる加圧送水装置の場合の当該加圧送水装置に必要な落差（水槽の下端から閉鎖型ヘッドまでの垂直距離）は、 0.15 MPa の圧力を加えた値以上の値とすること。
- (3) 流水検知装置は、「流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和 58 年自治省令第 2 号）」に定める湿式流水検知装置とし、使用圧力範囲内の圧力のものを使用すること。
- ア 一の流水検知装置が受け持つ区域は、2 以上の階にわたらないこと。ただし、設置される閉鎖型ヘッドの個数が 10 個未満である場合には、2 以上の階を受け持つことができるものであること。
- イ 流水検知装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれがない箇所に設けること。
- ウ 流水検知装置に加わる圧力は、当該流水検知装置の最高使用圧力以下であること。
- エ 流水検知装置の一次側には、圧力計を設けること。
- オ 自動火災報知設備の受信機設置場所には、流水検知装置が発した信号により、起動した階の表示及び警報が発せられる受信装置を設けること。ただし、自動火災報知設備の受信機により、表示及び警報ができる場合にあっては、この限りでない。
- (4) 加圧送水装置は、流水検知装置が発した信号又は起動用水圧開閉装置の作動と連動して起動すること。
- (5) 制御弁は、流水検知装置の一次側に、次により設けること。
- ア 制御弁の取付けは、床面から高さ 0.8 m 以上 1.5 m 以下の箇所とすること。
- イ 制御弁には、みだりに閉止できない措置を講じること。
- ウ 設置位置は、容易に点検できる場所とすること。
- エ 制御弁の直近の見やすい箇所には、閉鎖型ヘッドを用いた連結散水設備の制御弁である旨の表示をした標識を設けること。
- (6) 配管の機器は、省令第 12 条第 1 項第 6 号の規定に準ずるほか、次によること。
- ア 連結散水設備の主管は、原則として屋内消火栓設備の加圧送水装置吐出部の直近で分岐して接続するほか、接続部分には、逆止弁及び止水弁を設け、連結散水設備と屋内消火栓設備の配管が区別できる表示をすること。

イ 連結散水設備の配管内には、屋内消火栓設備用の補助用高架水槽又は専用の補助用高架水槽（以下この号において「補助用高架水槽等」という。）により常時充水しておくこと。この場合、配管内の充水は、次によること。

（ア）補助用高架水槽等の有効水量は、 1.0 m^3 以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に、呼び径 25A 以上の管により自動的に給水できる措置を講じた場合は、その有効水量を 0.5 m^3 以上とすることができる。

（イ）補助用高架水槽等の下端から最高位等の閉鎖型ヘッドまでの落差（H）による圧力は、 0.15 MPa に補助用高架水槽等の下端から最高位等の閉鎖型ヘッドまでの配管の摩擦損失水頭圧を加えた圧力以上の圧力であること。この場合、圧力不足となる場合には、加圧送水装置に圧力タンク又は中継ポンプ等を設けること。

（ウ）補助用高架水槽等から屋内消火栓設備の主管まで及び連結散水設備の主管への接続配管は、呼び径 40A 以上とすること。連結散水設備の主管と充水用配管の接続部分には、逆止弁及び止水弁を設けること。

ウ 放水圧力が最も低くなると予想される配管の末端には、流水検知装置の作動等を試験するための試験弁（以下この号において「末端試験弁」という。）を次により設けること。

（ア）末端試験弁は、流水検知装置の設けられる配管の系統ごとに1個ずつ設けること。

（イ）一次側には圧力計、二次側には閉鎖型ヘッドと同等の放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口を取り付けること。

（ウ）末端試験弁には、その直近の見やすい箇所に末端試験弁である旨を表示した標識を設けること。

エ 連結送水管と配管を兼用する場合には、第15条第9号を準用すること。

(7) 配管の摩擦損失計算は、配管の摩擦損失計算告示によるほか、閉鎖型ヘッドの同時開放個数を5として、設置される閉鎖型ヘッドの個数が5までの配管の摩擦損失水頭は、各ヘッドからの放水量を 80 L/min とし、当該ヘッドの個数以後の配管の摩擦損失計算は、 450 L/min を流量として求めること。

なお、枝管に取り付ける閉鎖型ヘッドは、一の枝管につき5個を限度とすること。

(8) 設計送水圧力は、次によること。

ア 設計送水圧力は、送水口から最高位等の閉鎖型ヘッドが、放水圧力 0.1 MPa 以上で 80 L/min 以上の放水ができる圧力とすること。

イ 設計送水圧力の値は、最高位等の閉鎖型ヘッドまでの配管における摩擦損失水頭等を閉鎖型ヘッドの同時開放個数は5として前号の例により計算して求めた数値とし、設置届に設計送水圧力の計算書を添付すること。

(9) 加圧送水装置又は配管には、各閉鎖型ヘッドにおける放水圧力が 1.0 MPa を超えない

い措置を講じること。

(10) 閉鎖型ヘッドは、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）」に定める標準型スプリンクラーヘッド（小区画型ヘッドを除く。）とし、感度種別は、2種のものを使用すること。

(11) 送水口、結合金具及び標識については、前項第3号及び第4号の規定を準用すること。

5 屋内消火栓設備を設置しない防火対象物は、専用の高架水槽を設け、配管内に充水して閉鎖型ヘッドの開放により散水する方式とし、次によること。

(1) 高架水槽は、第15条第8号及び第9号を準用するほか、次によること。

ア 高架水槽の有効水量は、 4.0 m^3 以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に呼び径50A以上の管により自動的に給水できる措置を講じた場合は、その有効水量を 3.0 m^3 以上とすることができます。

イ 高架水槽の下端から最高位等の閉鎖型ヘッドまでの落差(H)による圧力は、 0.15 MPa に配管の摩擦損失水頭圧を加えた圧力以上の圧力であること。圧力不足となる場合には、中継ポンプ等を設けること。

(2) 流水検知装置は、前項第3号を準用すること。

(3) 制御弁は前項第5号を準用すること。

(4) 配管は、前項第6号ウ及びエを準用するほか、次によること。

ア 配管内の充水用配管は、管の呼び径50A以上とすること。

イ 高架水槽との接続部分には、可とう管、逆止弁及び止水弁を設けること。

(5) 配管の摩擦損失計算は、前項第7号を準用すること。

(6) 設計送水圧力は、前項第9号を準用すること。

(7) 放水圧力は、前項第9号を準用すること。

(8) 閉鎖型ヘッドは、前項第10号を準用すること。

(9) 送水口、結合金具及び標識等は、前項第11号を準用すること。

6 地下3階以内の部分又は地盤面から深さ15m未満の部分で、かつ、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分及び政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の(4)項の用途に供される部分（通路、階段その他これらに類する部分を除く。）で、床面から天井までの高さが6mを超える部分及びその他の部分で床面から天井までの高さが10mを超える部分（以下この項において「高天井部分」という。）の散水ヘッドは、前3項から前5項までの規定にかかわらず次によること。

(1) 高天井部分の取扱いは次によること。

ア 高天井部分の高さは、床面から当該天井（天井のない場合にあっては屋根又は上階の床の下面）までの高さとする。

なお、同一空間内の床面から天井までの高さが部分ごとに異なる場合は、当該空間の同一の空間としてとらえられることのできる部分（防火区画等がされている部

分) の床面から天井までの高さとする。

イ 次のいずれかに該当するものは、高天井部分に該当しないものであること。なお、当該部分は、概ね 50 m²未満で、かつ、開放型ヘッドにより有効に警戒されていること。

(ア) 階段又はエスカレーターの付近に設けられる小規模な吹き抜け部分でロビー、通路その他これらに類する部分

(イ) 天井又は小屋裏が傾斜を有するもの等の局所的な高天井部分

(2) 高天井部分の散水ヘッドは、開放型スプリンクラーヘッドとすること。

(3) 放水区域は、高天井部分ごとに設定すること。

(4) 各放水区域は、当該区域ごとに一斉開放弁又は手動式開放弁を設けること。この場合、一斉開放弁又は手動式開放弁は、次によること。

ア 一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁は、高天井部分が存する階で、高天井部分の火災の影響を受けない場所に設けること。

イ 一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁は、床面から高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けるほか、その直近の見やすい箇所には操作部である旨及び操作方法を表示した標識及び警戒区域一覧図を設けること。

(連結送水管)

第 33 条 連結送水管の設置については、政令第 29 条、省令第 30 条の 4 及び第 31 条の規定によるほか、次によること。

(1) 省令第 30 条の 4 第 1 項に規定によりフォグガン（定格放水量が 200 L/min 以下 のものに限る。以下同じ。）のみを使用するものとして指定する防火対象物は、連結送水管を設置するすべての階が、次のいずれかに該当するものとする。

ア 政令別表第 1(5)項の用途に供されるものであること。

イ 200 m²以下ごとに耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の防火戸（建基法第 2 条第 9 号に規定する防火設備に限る。）で区画されていること。

ウ スプリンクラー設備が政令第 12 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設けられていること。

(2) 省令第 31 条第 5 号の規定によりフォグガン及び噴霧切替えノズル（直状放水、霧状放水に切替でき、かつ、放水を停止できるノズルをいう。以下同じ。）等を用いるものとして指定する防火対象物は、政令第 29 条第 1 号及び第 2 号に規定する防火対象物とし、当該防火対象物における放水圧力は、1.0MPa とする。

ただし、これらのうち放水口が設置されているすべての階にスプリンクラー設備を設置する防火対象物は、噴霧切替えノズルのみを使用するものとする。

2 地階を除く階数が 11 以上又は床面の高さが地盤面から 31m を超える各階以外の階（いわゆる「低層階」）に設ける連結送水管は、次によること。

- (1) 送水口及び放水口の結合金具は、送水口にあっては呼び径 65 mm の差込式の受け口、放水口にあっては呼び径 65 mm の差込又はマルチタイプの差し口とすること。
 - (2) 省令第 31 条第 1 項第 5 号イに規定するただし書きによる配管の他の消火設備との兼用については、第 15 条第 9 号の規定によること。
 - (3) 配管内を常時充水する場合は、止水弁及び逆止弁を送水口の直近に、配管の最低部には排水弁を設けること。
 - (4) 止水弁等は、容易に点検できる場所に設け、かつ、当該弁である旨の表示をした標識を直近の見やすい位置に表示すること。
 - (5) 同一棟に複数の立管がある場合は、次によること。
 - ア それぞれの立管には、それぞれ送水口を設け、かつ、バイパス配管により立管を相互に接続すること（以下この項において「バイパス接続」という。）。
 - イ バイパス接続した配管内には、第 15 条第 8 号の例による補助用高架水槽で常時充水しておくこと。
 - (6) 放水口は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所（当該部分から 5m 以内の場所を含む。）で、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置（居室、倉庫等の室内を除く。）に設けること。
 - (7) 放水口を格納箱に収めておく場合は、次によること。
 - ア 開閉弁の操作に支障のない構造であること。
 - イ 単独の格納箱に収めておく場合は、前面の大きさが短辺 40 cm 以上、長辺 50cm 以上で、1.6 mm 以上の鋼製の格納箱とすること。
 - (8) 放水口又はその格納箱には、次のいずれかの表示をすること。
 - ア 1 字の大きさを 20 cm 以上とする文字で「放水口」と表示するもの
 - イ 大きさを直径 10 cm 以上とした「消防章」を貼付するもの
 - (9) 設計送水圧力は、送水圧力が最低となる最上階において一の放水口からホース 2 線を延長するとともに、最上階の直下階において一の放水口からホース 2 線を延長して、それぞれのノズルから省令第 31 条第 5 号口かっこ書きで規定する放水圧力が得られるものであること。ただし、設計送水圧力の上限は、1.6MPa とすること。
- 3 地階を除く階数が 11 以上又は床面の高さが地盤面から 31m を超える各階（以下この項において「高層階等」という。）に設ける連結送水管は、前項の規定によるほか、次によること。
- (1) 放水口は原則として双口とする。ただし、次のいずれかの階に該当する場合は、放水口を单口とすることができる。
 - ア 技術基準によるスプリンクラー設備等が設置されている階
 - イ 政令別表第 1 (5) 項口の用途に供されるもので、屋内消火栓設備又は共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている階
 - (2) 政令第 29 条第 2 項第 4 号への規定により設置しなければならない放水用器具は次に

よること。

- ア 格納箱には、長さ 20m の呼称 50 のホース 2 本以上と筒先（直状放水、霧状放水に切替でき、かつ、放水を停止できる噴霧切替ノズルが接続されたもの。）1 本を格納しておくこと。
- イ 噴霧切替ノズルの性能は、ノズル先端圧力が 0.35MPa で直状放水した場合に、400L/min 以上（有効射程 10m 以上）及びノズル先端圧力が 0.6MPa で霧状放水した場合に、展開角度 120 度で、600L/min 以上の量の放水量が得られるものであること。
- ウ 双口形の放水口を格納する格納箱の材質は、厚さ 1.6 mm 以上の鋼製とし、扉の表 面積は 0.7 m² 以上のものであること。
- オ 前号の場合で、非常コンセント、非常電話、発信機等を内蔵する型式のものは、当該非常コンセント等に水の飛沫を受けない構造とすること。
- カ 放水口又は格納箱の上部には、赤色の灯火を設けること。この場合赤色の灯火の有効投影面積は、直径 60 mm 以上又はこれに相当する面積以上とし、かつ、側面の面積は、前面投影面積の 4 分の 1 以上の有効投影面積を有すること。ただし、放水口又は格納箱の直近に設けられた他の消防用設備等の赤色の灯火をもって代えることができる。

- (3) 配管内には、補助用高架水槽を用いて常時充水しておくこと。この場合補助用高架水槽は、第 15 条第 8 号イにおける 1 号消火栓の例によるとともに、補助用高架水槽から主管までの管は、呼び径 50A 以上とすること。
- (4) 省令第 31 条第 6 号イに規定する加圧送水装置のうち、ポンプを用いる場合（以下「ブースターポンプ」という。この号において同じ）にあっては、同号の規定によるほか、次によること
 - ア ブースターポンプを設置する場合にあっては、第 1 類の甲種消防設備士に工事を行わせるよう指導するとともに、法第 17 条の 14 の規定に準じて工事着工の届出をさせること。
 - イ ブースターポンプの設置位置は、送水口における設計送水圧力を 1.6MPa 以下に設定し、第 1 項第 2 号に規定する放水圧力が得られるように設けること。
 - ウ ブースターポンプの吐出量は、省令第 31 条第 6 号イの規定にかかわらず、2,400 L/min 以上とすること。
 - エ ブースターポンプ以降の放水口のあるすべての階にスプリンクラー設備を設置する場合の全揚程は、省令第 31 条第 6 号イ、（ロ）に規定する式で、放水量 2,400 L/min 時にノズル先端圧力 0.6MPa 以上として求めた値以上の値とすることができます。
 - オ ブースターポンプの締切揚程に押込揚程を加えた値が 170m 以上となる場合には、複数のポンプを設けて直列運転とすること。
 - カ ブースターポンプ運転時の放水時に 1.6MPa を超える放水口には、放水時に 1.6MP

を超えない措置を講じること。

- キ 設計送水圧力で送水した場合にブースターポンプに加わる押込圧力は、当該ポンプの許容押込圧力の範囲内とすること。
 - ク ブースターポンプのポンプ廻りに設ける中間水槽の大きさは、おおむね 3 m^3 以上とすること。
 - ケ 配管の構造等は次のとおりとすること。
 - (ア) ブースターポンプの吸水側配管と吐出側配管との間には、バイパス配管を設け、かつ、当該バイパス配管には、逆止弁を設けること。
 - (イ) ブースターポンプ周りの配管には、加圧送水装置による送水が不能となった場合の措置として、可搬ポンプ等によって送水できるために、一次側には放水口を、二次側には送水口を設置すること。
 - (ウ) ブースターポンプ一次側及び二次側の止水弁は、当該ポンプと主管を分離できるように主管側に設置すること。
 - (エ) ブースターポンプ一次側の配管には、圧力調整弁及び止水弁を設置し、バイパス配管とすること。ただし、設計送水圧力を 1.6 MPa として送水した時にブースターポンプの押込圧力が当該ポンプの許容押込圧力範囲となる場合は、この限りでない。
 - (オ) ブースターポンプ二次側の配管は、立管部分を堅固に支持し、吐出側の逆止弁及び止水弁の重量がポンプにかかるないようにすること。
 - コ 起動装置は次によること。
 - (ア) ブースターポンプの起動装置は、直接操作できるものであり、かつ、送水口の直近又は省令第 12 条第 1 項第 8 号イに規定する防災センター等（以下この項において「防災センター等」という。）に設けられた操作部から遠隔操作で起動することができるものであること。
 - (イ) ブースターポンプの起動装置を送水口の直近に設けた場合には、防災センター等で起動が確認できること。
 - (ウ) ブースターポンプを設置した機械室又はその直近場所並びに送水口及び防災センター等には、当該場所の 3 箇所で相互に連絡できる装置（インターホン等）を設置すること。
 - (エ) 送水口の直近には、ブースターポンプが起動している旨がわかる表示灯（点滅ランプ等）を設けること。
 - (オ) 起動装置及び連絡装置は、箱内等に収納し、いたずら等により操作できない措置を講じること。
- (5) 送水口、ブースターポンプの標識、表示及び警報等は次によること。なお、標識及び表示は、気候等の環境変化により容易に劣化、変色、変形等をしないものであること。

- ア 送水口又はその直近には、「連結送水管」と表示した標識を見やすい箇所に設けること。この場合、標識の大きさは、短辺 10 cm以上長辺 30 cm以上とし、色は地を赤、文字を白とすること。
- イ 主管内径を 100 mm未満にする防火対象物には、主管内径が 100 mm未満であること及び省令第 31 条第 5 号口に規定された圧力配管等を使用している旨の識別ができる管の呼び径を表示した反射板を見やすい箇所に設けること。この場合、反射板の大きさは、一辺 10 cm以上の正三角形とし、色はオレンジとする。
- ウ 前イ以外の設計送水圧力が 1.0MPa を超える送水口には、省令第 31 条第 5 号口に規定された圧力配管等を使用している旨の識別ができる反射板を見やすい箇所に設けること。この場合、反射板の大きさは、縦横 10 cm平方又は縦 3cm 横 20 cm以上とし、色は黄とする。
- エ 防災センター等には、配管系統、止水弁等の設置位置を明示した図面等を備えておくこと。
- オ ブースターポンプを設置する場合は次によること。
- (ア) 送水口又はその直近には、ポンプ運転時に最上階において必要なノズル先端圧力を得るための設計送水圧力を見やすい箇所に表示すること。
- (イ) 防災センター等には、配管系統、止水弁等及びポンプ設置位置を明示した図面等を備えておくこと。ただし、防災センター等に設置される防災監視盤等が画面表示できる方式のものは、配管系統、ブースターポンプの設置位置を当該画面に表示できるものであること。
- (ウ) ブースターポンプの設置場所には、当該ポンプによる送水が不能となった場合の措置を明示したポンプ廻りの配管図等を掲出すること。
- (エ) ブースターポンプ設置室等の出入口には、連結送水管用のポンプが設置してある旨の表示をすること。
- (オ) ブースターポンプの作動（ポンプ等の起動、停止等の運転状況）の状態表示は、防災センター等にできるものであること（省令第 31 条の 2 の 2 第 1 項第 9 号の規定により操作盤が設けられている場合を除く。）。
- (カ) ブースターポンプの電源断の状態表示及び警報並びに中間水槽の減水状態の表示及び警報（中間水槽に設けた当該水槽の有効水量が 2 分の 1 に減水した際に警報を発する減水警報装置によるもの）は、努めて防災センター等にできるものであること。

(非常用コンセント設備)

第 34 条 非常用コンセント設備の設置については、政令第 29 条の 2 及び省令第 31 条の 2 の規定によるほか、次によること。

- (1) 非常用コンセント設備を設置しなければならない建築物の階数については、建基政令

第2条第1項第8号の規定によるものであること。

- (2) 非常用コンセント設備の設置階は、11階以上の階、地下街及び地下4階以上の階とし、当該階における階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー、階段室の付室内又は当該部分から5m以内の場所に設置すること。
- (3) 特殊な階層（共同住宅等で、共用廊下部分又は住戸等の出入口が2階層又は3階層ごとに設けられているもの等）で、非常用コンセント設備を各階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあっては、当該階の各部分から前号の部分に設ける非常用コンセント設備までの歩行距離が50m以下となるように設けること。
- (4) 非常用コンセント設備に電気を供給する電源からの回路は、同一階に非常用コンセント設備の保護箱を2個以上設置する場合は、2系統以上（同一階の保護箱の数だけの専用回路）とすること。なお、1系統につき保護箱は10個以内とすること。
- (5) 保護箱は、耐火構造の壁等に埋め込むか、又は配電盤及び分電盤の基準（昭和56年12月消防庁告示第10号）第3.1.(2)に準じたものを設けること。ただし、火災の影響を受けるおそれの少ない場所にあっては、この限りでない。
- (6) 保護箱に用いる材料は、防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとし、大きさは長辺25cm以上、短辺20cm以上とすること。
- (7) 保護箱には、容易に開閉できるとびらを設けるとともに、D種接地工事を施すこと。
- (8) 保護箱内には、さし込みプラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。

（特殊消防用設備等）

第35条 政令第29条の4に定める「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」については、当分の間「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年5月31日総務省令第92号）に基づく、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備とする。

- (1) パッケージ型消火設備とは、人の操作によりホースを延長し、ノズルから消火薬剤（消火に供する水を含む。）を放射して消火を行う消火設備であって、ノズル、ホース、リール又はホース架、消火薬剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器等を一の格納箱に収納したものをいい、設置及び維持に関する技術上の基準については、平成16年消防庁告示第12号「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」によること。
- (2) パッケージ型自動消火設備とは、火災の発生を感じし、自動的に水又は消火薬剤を圧力により放射して消火を行う固定した消火設備であって、感知部、放出口、作動装置、消火薬剤貯蔵容器、放出導管、受信装置等により構成されるものをいい、設置及び維持に関する技術上の基準については、平成16年消防庁告示第13号「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」によること。